

資料 1－2

少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会の検討内容

1. 検討趣旨

有害物質の規制は、これまでハザードに基づいて実施されてきたが、近年、その化学物質のばく露評価も考慮に入れたリスクに基づいて管理することが世界の潮流となっており、我が国の労働衛生分野においても、リスク評価を実施し、その結果に基づいて規制を行う手法を導入した。

具体的には、労働安全衛生法に基づいて事業者に有害物ばく露作業報告を求め、報告のあった評価対象物質に係る事業場において、労働者のばく露状況を調査し、これに基づきリスク評価を実施している。その際、当該報告は、調査対象物質を一定量製造又は取扱る事業場に義務づけているが、その値（裾切り値）が500 kg以上の事業場としているため、調査対象物を裾切り値未満で製造又は取扱う事業場での作業状況が把握できない仕組みとなっている。

しかし、リスク評価の結果に基づく、特定化学物質障害予防規則による規制段階では、製造又は取扱量による適用除外はなく、加えて製造又は取扱いに係るあらゆる作業が対象となる。

このため、リスク評価の際に把握できず、検討対象外となった作業であっても、規制対象とされる可能性があり、実際、これまでに実施したリスク評価においても、リスク評価後に新たな作業が把握され、改めて管理措置の検討を行うに至った事案が発生しているところである。

このようなことから、有害化学物質のより適切なリスク評価及び規制措置の導入のため、化学物質の少量製造又は取扱い作業の効率的な把握、リスク評価及びこれを踏まえた適切な管理が可能となるよう、本小検討会において検討を進めることとする。

2. 主な検討事項と検討スケジュール

- (1) 医療現場におけるホルムアルデヒド使用に対する規制のあり方（20年秋）
- (2) 少量製造又は取扱い作業の把握が可能なばく露調査手法の策定（20年中）
- (3) 少量製造又は取扱い作業等の適切な規制のあり方（21年夏）

* () 内はとりまとめの目途